

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回弘前城跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	令和4年9月27日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	13時25分 から 15時10分まで
開 催 場 所	弘前市緑の相談所集会室および弘前城二の丸南門修理工事現場・同三の丸追手門袖塀修理工事現場
議 長 等 の 氏 名	福井敏隆（弘前市文化財審議委員長）
出 席 者	田中哲雄、麓和善、三上千春
欠 席 者	関根達人、千田嘉博、瀧本壽史
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	（弘前市都市整備部公園緑地課）公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・土岐康之、同課弘前城整備活用推進室主幹・横山幸男、同室総括主査・関剣太郎、同室主査・福井流星、同室主事・福尾莉菜、同室技師・新山武寛、同室主査・石ヶ森沙貴子〔記録〕
会 議 の 議 題	1.城門の耐震補強を含む保存修理工事の実施状況について 2.三の丸追手門袖塀について 3.下乗橋木部更新工事について
会 議 資 料 の 名 称	①令和4年度第1回弘前城跡整備指導委員会
会 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）	<p>1. 城門の耐震補強を含む保存修理工事の実施状況について （事務局）</p> <p>【概要】</p> <p>（1）重要文化財である弘前城二の丸南門および三の丸追手門の保存修理工事状況について説明。</p> <p>（2）二の丸南門の保存修理工事現場を視察。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二の丸南門・三の丸追手門では、ともに現状維持修理として上層屋根の葺替えのほか、部分修理を進めている。 ・二の丸南門の修理歴は、元文元年（1736）～平成7年（1995）までの5回。そのうち、昭和33年（1958）に屋根葺替を含む半解体修理に近い内容の修理が行われているが、記録上は今までに根本的な解体修理はされていないと見られる。 ・二の丸南門上層屋根の両妻面には、江戸時代の銅板葺が残っ

ていた。南妻面では屋根下地補修に最低限必要な銅板のみを取り外し、北妻面は補修の関係上、全てを取り外した。

- ・新品の銅板には塩酸と湯の素を用いて着色し、緑青を発生させている。
- ・耐震補強としては、番所床下と、番所反対側の内壁下の地中にコンクリートウエイトを埋設し、それに城門の柱をつなぐこととしている。また、城門に既存の筋違いを残した上で、新規の筋違いを加える。城門1階の新規筋違いには、上から化粧板を被せて見えないようにする。

(委員会)

【概要】

- ・城門の耐震補強を含む保存修理工事状況について了承。

2. 三の丸追手門袖塀について

(事務局)

【概要】

- (1) 追手門袖塀に係る地下遺構確認調査成果について説明。
- (2) 追手門袖塀に係る史資料調査成果等について説明。

【詳細】

- ・袖塀に係る地下遺構の有無について、既存袖塀のコンクリート基礎を撤去する際に確認調査を実施した。調査地点は、追手門東側土塁で11地点、追手門西側土塁で10地点である。調査成果については、以下のとおり。

《土層堆積状況》

- 確認された土層は1層(表土)・2層(近現代の盛土)・3層(近世盛土)。
- 追手門東側土塁には、江戸時代の土塁が良好に残存している可能性がある。

《袖塀の地下遺構の有無について》

■柱跡を確認しており、位置関係からいずれも袖塀に関連する柱列であったと想定される。

■柱跡に堆積する埋土の特徴から、柱列を A～C の 3 群に大別した。

柱列 A：追手門西側土塁の西端で 9 基確認。埋土に根固め用の礫を充填しており、コンクリートやガラスといった近現代遺物を含む。

柱列 B：追手門東側及び西側土塁で 10 基確認。布掘りの溝に石灰粒を含んだ暗褐色土を充填し、その上に砕石・捨てコンクリートを敷く。西側土塁では砕石・捨てコンクリートが検出されなかったが、埋土が東側土塁のものと近似している。

柱列 C：追手門東側土塁で 3 基確認。柱痕も確認されており、柱間は 2 間。

・出土遺物や埋土から、柱列 A・B を近現代の所産と判断した。柱列 C は、江戸時代の所産である可能性がある。

・追手門袖塀に関する史資料調査等の結果は以下のとおり。

■絵図・文献調査の結果、江戸時代には追手門以外の城門にも塀が伴っていたと判明した。ただし、塀の形状や城門への取り付け方については不明。

■古写真調査により、明治時代以降の塀の形状の変遷が分かった。

■各城門の現地調査により、門正面の両端の柱側面に、かつて塀の取り付いていた痕跡を確認した。しかし、具体的な時期は不明。

・弘前城内の塀に関する史資料調査成果等については、令和 4

年6月29日に委員の皆様へ報告済であるが、事務局の見解に対し、千田委員から下記の指摘があったので修正した。詳細は、以下のとおり。

■「弘前藩庁日記（国日記）」安政6年3月28日条に「本丸や二の丸など大事な場所〔の塀〕では〔控え柱に〕十文字控えを用いる。控え柱を十文字にするのは、板を渡した上に登って矢などを放つため。また、急な時は塀をのりこえて敵に切りかかるため」との記述があり、事務局はこれを根拠に、塀に狭間は無かったと推測した。

■事務局の推測に対し、千田委員より「十文字控えがあるから塀に狭間が要らないのではなく、狭間と十文字控えの両方を備えて攻撃力を増したと考えるべき問題であり、当該条文は狭間が無かったことの根拠にはならない」との指摘があった。このことから、塀に狭間は無かったとする事務局の推測は削除した。

・追手門袖塀については、史資料調査等および地下遺構の確認調査を実施したものの、当初の塀の構造や意匠を復元できる情報は得られなかったため、今回は現状復旧することとした。ただし、将来的に復元を可能とするような史料が発見された場合には、復元を目指すこととする。

(委員会)

【概要】

(1) 三の丸追手門袖塀の調査成果と修理状況について了承。

【詳細】

・袖塀添柱と接する追手門柱〔追手門南面の両端の柱〕の接合

面の記録を取っておくこと。上記の追手門柱には、風食痕が見られる。この風食痕はかつて一定期間、追手門に袖塀添柱の付いていない時期があったことを示す。

- ・袖塀添柱に残る加工痕や、打ち込まれている釘の形状についても記録しておくこと。
- ・地下遺構確認調査について、今回の掘削地点の名称を分かりやすい表現に修正すること。

3.下乗橋木部更新工事について

(事務局)

【概要】

- (1) 令和4年11月中旬から令和5年3月末までの予定で、下乗橋の上部木部更新工事を実施する。
- (2) 現状復旧で朱色の橋に整備するが、江戸時代の下乗橋は白木の橋であったことを示す古写真が残っているため、解説板でその旨周知することとする。

【詳細】

- ・弘前城跡にある8箇所の木橋のうち、一陽橋・鷹丘橋・波祢橋の3橋の木部を令和2年度に更新した。
- ・令和4年度は春陽橋・下乗橋の木部を更新する予定であり、春陽橋については現在工事実施中である。この後、令和6年度に亀甲橋、令和7年度に杉の大橋、令和8年度に賀田橋を更新したい。
- ・各木橋の歴史的経緯については、正保城絵図(津軽弘前城之絵図)等の史資料を調査済である。
- ・下乗橋木部更新工事については、以下のとおり。

工事予定期間：令和4年11月中旬～令和5年3月末

工事内容：親柱・高欄・敷板・根太等の木材交換及び擬宝珠・

	<p style="text-align: center;">金具の塗装</p> <p>今回は鉄筋コンクリート製の橋脚部分には手を付けず、上部の木製部分のみ更新する。現状復旧の整備とするが、本来は白木の橋だったことを示す明治時代初期の古写真が残っていることから、解説板にその旨を明記することとしたい。</p> <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 下乗橋木部更新工事について了承。</p> <p>【結論】</p> <p>(1) 城門の耐震補強を含む保存修理工事の実施状況について、委員会に了承された。</p> <p>(2) 三の丸追手門袖塀の整備について、委員会に了承された。</p> <p>(3) 下乗橋木部更新工事について、委員会に了承された。</p>
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開、非公開…公開 ・ その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 文化財保護主幹 (サブマネ) ・ 岩田安之 (公益財団法人文化財建造物保存技術協会) 小林裕幸、酒巻仁一、丸本英司 (弘前市教育委員会文化財課) 課長 ・ 石岡博之、課長補佐 ・ 小石川透、埋蔵文化財係長 ・ 蔦川貴祥